

部会運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本アイソトープ協会（以下「本協会」という。）が、定款第58条に基づき設置する部会の運営について基本的事項を定め、もって円滑な部会運営を図ることを目的とする。

(部会の設置)

第 2 条 本協会に、理工・ライフサイエンス部会、医学・薬学部会及び放射線安全取扱部会の3部会を置く。

(部会の組織)

第 3 条 部会には、部務を総括する部会長1名、部会長を補佐する副部会長若干名を置く。

2. 部会長は、部会員（団体にあつては団体代表）のうちから、会長が選任する。また、副部会長は、部会長が部会員（団体にあつては団体代表）のうちから候補者を推薦し、会長が選任する。
3. 部会運営に必要な事項を審議し、部務を行うため、理工・ライフサイエンス部会及び医学・薬学部会にはそれぞれ常任委員会を置き、放射線安全取扱部会には本部運営委員会を置く。
4. 放射線安全取扱部会には、全国を適切な地域に分けて活動するため支部を置く。支部には、支部長1名を置く。

(担当理事の選任)

第 4 条 本協会の常任役員会は、部会運営について担当する理事（以下「部会担当理事」という。）を選任する。

(部会の運営)

第 5 条 本協会の部会の運営は次のとおりとする。

1. 部会担当理事は、部会運営について部会長と十分協議するものとする。
2. 部会長は、部会担当理事と協議した上で、毎年4月から翌年3月までの部会の活動計画及び予算案を作成し、あらかじめ理事会の承認を受けるものとし、当該年度終了後に理事会に対して活動報告を行う。
3. 部会長は、部会運営に関する経費及びその他重要事項については、部会担当理事の承認を受ける。
4. 部会長は、部会の活動状況及びその結果を、随時、部会担当理事に報告する。
5. 各部会は、部会活動について評価を行うものとし、評価方法等については要領を別に定める。

(部会細則の制定)

第 6 条 部会の活動、組織、委員の選任、その他部会運営の詳細については、常任役員会の決議を経て、部会細則を別に定める。

(改廃)

第 7 条 本規程の改廃については、理事会において決議する。

附則 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。